

第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画

うつくしま高齢者いきいきプラン

《概要版》



平成30年3月
福島県保健福祉部

I 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨及び位置づけ

1 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、その創設から17年が経ち、サービス利用者は全国で制度創設時の3倍を超え、500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方で、2025年（平成37年）にはいわゆる団塊の世代すべてが後期高齢者（75歳以上）となるほか、2040年にはいわゆる団塊の世代ジュニア世代が65歳以上となるなど、人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

人口の減少と高齢化が同時に進行している現在、高齢者一人ひとりが尊重され、健康でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりがますます重要となっています。

このような状況の中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の特性に応じて深化・推進していくことが必要です。

また、福島県においては、高齢者や障がい者をはじめ、県民を支える医療・福祉の提供体制について、震災前からの専門職の人材不足に加え、原子力災害に伴う人材流出により、さらに大きな影響を受けています。

震災後7年が経過し、いまだ多くの方々が避難を余儀なくされていますが、被災高齢者に対するきめ細やかな支援や高齢者施設の復旧・再開支援、東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、住民の帰還に欠かせない生活インフラの1つである医療・福祉を確保するため、専門職の人材確保を含めたサービス提供体制の再構築に引き続き取り組みつつ、災害に強い県づくりを目指していくことも重要です。

このため、平成30年度から32年度を計画期間とする「第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画」については、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、前期計画で開始した「地域包括ケアシステム」の深化・推進、高齢者の健康と生きがいづくりの推進、介護サービス基盤の整備、高齢者が安心して暮らせる環境の整備等の取組を本格化していくとともに、東日本大震災と原子力災害からの復興のための被災高齢者への支援を継続するなど、高齢者一人ひとりがその人らしく生涯を送ることのできる地域社会の実現を目指すものとして、所要の見直しを図っています。

2 根拠法令及び関連計画

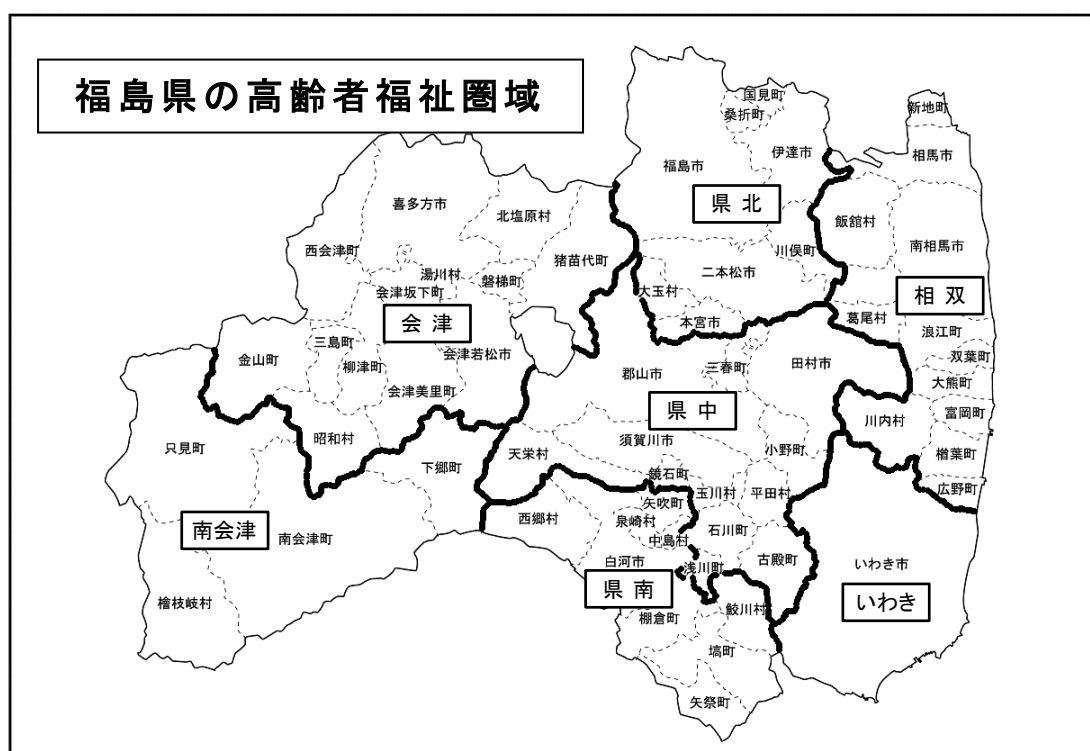
- 「福島県総合計画」のもとに策定される部門別計画として、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本計画は「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画で、本県の高齢者福祉・介護保険事業の基本となるものです。
- また、老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第 118 条第 1 項に基づく「介護保険事業支援計画」を一体のものとして都道府県が定めることとされています。
- 「福島県復興計画」及び保健、医療、介護等に関して県が策定する以下の各種計画等と相互に調和を図ることとします。
- この計画における介護保険対象サービスの見込量や施設整備量などについては、市町村の介護保険事業計画を基礎に設定しており、市町村が策定する計画との整合を図っています。

第 2 節 計画期間及び見直しの時期

- 計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。
- 平成 32 年度に所要の見直しを図り、次期計画の策定を行うこととします。

第 3 節 高齢者福祉圏域の設定

- 高齢者福祉施策の効果的な推進や介護保険制度の円滑な運営を実現するため、「高齢者福祉圏域」を設定し、圏域ごとに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、県及び市町村が連携して広域的な視点から圏域内における課題の調整などを行っていきます。
- 高齢者福祉圏域の設定に当たっては、県内の 7 つの生活圈単位に圏域を設定し、広域的な見地から保健・医療・福祉の総合的、一体的なサービスの提供に努めることとします。



第2章 高齢者の現状と将来推計

第1節 高齢化の進展と高齢者の現状

1 高齢者の現状

(1) 高齢者数と高齢化率の推移

- 平成29年10月1日現在の福島県の住民基本台帳における人口は1,923,165人、65歳以上の高齢者人口は565,037人であり、高齢化率は29.4%となっています。
また、75歳以上の高齢者人口は、291,364人であり、75歳以上高齢者の割合（以下「後期高齢化率」という。）は総人口の15.2%を占めています。
- 平成26年と平成29年を比較すると、高齢化率は1.7ポイント、後期高齢化率は0.4ポイント上昇しています。
- 人口減少に伴い高齢化率は上昇していくものと推測されていますが、平成37年(2025年)に高齢者人口はピークを迎え、高齢者人口のピーク以降は高齢者数に大きな変化がない状態で推移していく見込みです。そのため、ピーク以降は人口減少による働き手不足等の問題がより深刻化していきます。

県の総人口と高齢者数の推移

(単位：人)

	総人口 (A)	65歳以上 (B)	75歳以上 (C)	高齢化率			
				福島県		全国	
				65歳以上 (B/A')	75歳以上 (C/A')	65歳以上	75歳以上
26年(2014)	1,936,630	533,906	284,559	27.7%	14.8%	26.0%	12.5%
29年(2017)	1,923,165	565,037	291,364	29.4%	15.2%	27.8%	13.8%
32年(2020)	1,873,538	605,748	312,926	32.3%	16.7%	28.9%	14.9%
37年(2025)	1,780,166	614,859	344,208	34.5%	19.3%	30.0%	17.8%
42年(2030)	1,684,358	608,330	370,359	36.1%	22.0%	31.2%	19.2%
47年(2035)	1,586,584	592,756	375,382	37.4%	23.7%	32.8%	19.6%

資料：平成26年(10月1日現在)は福島県現住人口調査、平成29年は市町村に照会した10月1日現在の住民基本台帳における人口、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成25年3月推計)」、全国の高齢化率の平成29年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

※ 高齢化率の分母は、総人口から年齢不詳人口を除いたもの。

- 圏域別に見ると、高齢化率、後期高齢化率とも南会津圏域が 40.2%、24.5%といずれも最も高く、県中圏域が最も低い状況となっています。

圏域別年齢構成別人口（平成 29 年 10 月 1 日現在）

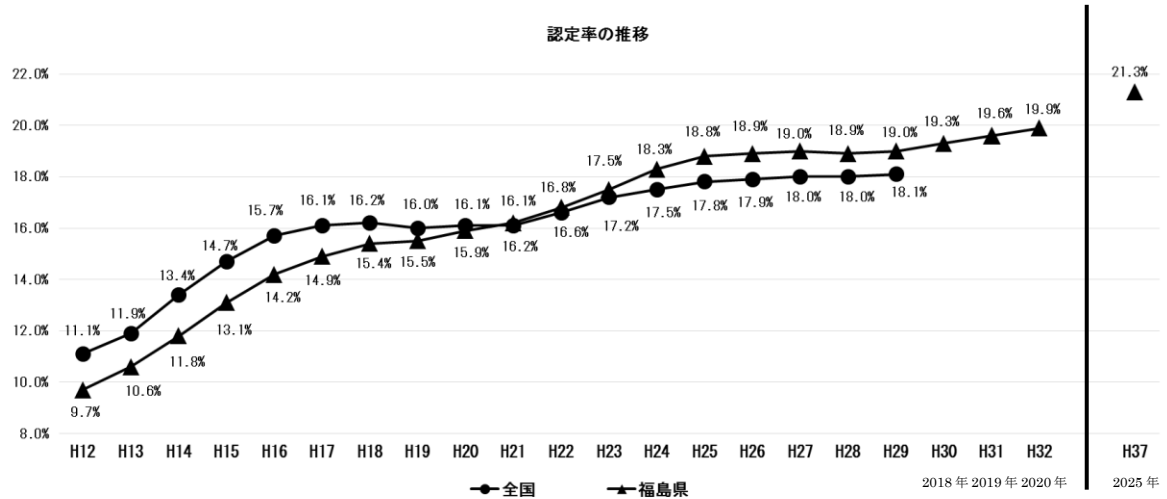
（単位：人）

	総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	高齢化率	75 歳以上	後期 高齢化率
県北	473,789	54,860	277,392	141,537	29.9%	72,739	15.4%
県中	528,521	66,038	321,593	140,890	26.7%	70,421	13.3%
県南	143,980	18,388	85,157	40,435	28.1%	20,825	14.5%
会津	246,767	28,699	137,660	80,408	32.6%	44,761	18.1%
南会津	27,048	2,589	13,582	10,877	40.2%	6,625	24.5%
相双	175,569	19,652	100,641	55,276	31.5%	28,032	16.0%
いわき	327,491	39,495	192,382	95,614	29.2%	47,961	14.6%
県全体	1,923,165	229,721	1,128,407	565,037	29.4%	291,364	15.2%

資料：市町村に照会した 10 月 1 日現在の住民基本台帳における人口

2 要介護（要支援）高齢者の現状と将来推計

- 高齢者に占める要介護（要支援）認定者の割合は、介護保険制度の定着や高齢化の進展、特に 75 歳以上の高齢者の増加などから、制度が始まった平成 12 年以降一貫して上昇を続けており、平成 29 年 9 月末で 107,416 人、第 1 号被保険者に占める割合（認定率）は 19.0%、要介護（要支援）区分で見ると、要介護 1 が 19.3%と最も多く、次に要介護 2 が 18.5%となっています。
- 東日本大震災と原子力災害の発生以降、本県では、要介護（要支援）高齢者が増加しています。特に浜通り地域の市町村の認定率が伸びています。
- 計画期間における県内各市町村が推計した要介護（要支援）認定者数等の集計結果では、平成 32 年(2020 年)には 116,034 人、第 1 号被保険者に占める割合（認定率）は 19.9%、要支援・要介護度区分で見ると、要介護 1 が 19.9%と最も多く、次が要介護 2 で 18.0%になる見込みです。
- また、平成 37 年(2025 年)には 126,387 人、第 1 号被保険者に占める割合(認定率)は 21.3%となる見込みです。



資料：平成12年～平成29年は、介護保険事業状況報告（各年9月末現在）
平成30年以降は、各市町村の第七次介護保険事業計画における推計値

第2節 介護サービスの利用状況

1 介護サービス利用者数の推移

- 介護サービス利用者数は、平成12年10月では32,760人でしたが、平成28年10月には94,123人と約2.9倍に増加しています。
- 介護保険が始まった平成12年では居宅サービスの利用者割合は71.5%、施設サービス利用者割合が28.5%でしたが、平成28年では居宅サービス81.1%、施設サービス18.9%と、居宅サービスの利用者割合が増加しています。

利用者数の推移

(単位：人)

サービス 利用月	居宅サービス		施設サービス		合計		受給率
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	前年増 加率	
平成12年10月	23,439	71.5%	9,321	28.5%	32,760	-	78.0%
平成26年10月	69,880	80.6%	16,847	19.4%	86,727	4.4%	86.1%
平成27年10月	71,762	80.4%	17,464	19.6%	89,226	2.9%	86.1%
平成28年10月	76,318	81.1%	17,805	18.9%	94,123	5.5%	89.5%

資料：介護保険事業状況報告（各年12月報告（受給率を算出する際に用いた要支援・要介護認定者数は各年10月報告））

※1 「利用者数」には第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は含まない。

※2 「受給率」は要支援・要介護認定者のうち介護サービスを利用している者の割合。

※3 施設サービス利用者数は、同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ利用者数を1人として計上している。

2 介護保険対象居宅サービスの利用状況

- 平成 26 年度から平成 28 年度の居宅サービスの利用状況をみると、訪問介護、訪問入浴介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除くすべての主要サービスで増加しています。

主要サービスの年間利用実績と対前年度伸び率

延べ利用回数（日数）

サービス種別	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	
	実績	実績	対前年度比	実績	対前年対比
訪問介護	3,982,642	3,906,250	98.1%	3,784,981	96.9%
訪問入浴介護	112,709	112,590	99.9%	107,162	95.2%
訪問看護	459,406	464,641	101.1%	487,831	105.0%
通所介護	2,487,432	2,730,122	109.8%	2,875,203	105.3%
通所リハビリテーション	706,693	711,645	100.7%	707,162	99.4%
短期入所生活介護	802,437	818,186	102.0%	841,629	102.9%
短期入所療養介護	198,880	199,047	100.1%	195,111	98.0%
認知症対応型共同生活介護	35,899	36,783	102.5%	38,009	103.3%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,533	1,969	128.4%	3,759	190.9%
小規模多機能型居宅介護	19,689	21,442	108.9%	23,657	110.3%
看護小規模多機能型居宅介護 （旧名称：複合型サービス）	864	1,202	139.1%	1,478	123.0%

資料：介護保険事業状況報告（年報）（平成 28 年度は介護保険事業状況報告（月報））による

※訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、介護予防サービスを除く。

通所介護には地域密着型通所介護を含む。（平成 28 年 4 月以降）

3 介護保険対象施設等の整備状況

- 平成 26 年度から平成 28 年度までの施設等の整備状況をみると、介護老人福祉施設の定員は 646 人増加、介護老人保健施設の定員数は 35 人減少しています。
- 認知症対応型共同生活介護の定員数は 201 人増加しています。
- 通所介護事業所の整備数は 241 か所減少していますが、平成 28 年度より新設された地域密着型通所介護事業所が 284 か所整備されています。訪問看護ステーションの整備数は 6 か所、小規模多機能型居宅介護は 15 か所増加しています。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は 11 か所、看護小規模多機能型居宅介護（平成 26 年度までの名称は複合型サービス）は 2 か所整備されています。

介護保険対象施設等の整備状況（開設ベース）

	平成26年度	平成27年度		平成28年度	
	実績	実績	対前年度比	実績	対前年度比
介護老人福祉施設（定員）	10,106	10,662	105.5%	10,752	100.8%
介護老人保健施設（定員）	7,338	7,338	100.0%	7,303	99.5%
介護療養型医療施設（定員）	538	517	96.1%	509	98.5%
通所介護事業所（か所）	635	664	104.6%	394	59.3% (102.1%)
地域密着型通所介護事業所（か所）	-	-	-	284	
認知症対応型共同生活介護（定員）	3,102	3,267	105.3%	3,303	101.1%
訪問看護ステーション（か所）	128	134	104.6%	134	100.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（か所）	9	14	155.6%	20	142.9%
小規模多機能型居宅介護（か所）	99	107	108.7%	114	106.5%
看護小規模多機能型居宅介護（か所） （旧名称：複合型サービス）	4	5	125.0%	6	120.0%

※ 各年度の実績の数値は3月31日現在

資料：高齢福祉課調べ

4 介護給付費の現状

- 本県の介護給付費は、高齢者数の増加や制度の定着により、平成16年度までは対前年度比で10%以上の増加を続け、平成17年度10月から施行された施設サービス等における食費、居住費（滞在費）を保険給付の対象外とする制度改正の影響で、伸び率が鈍化したものの、平成19年度以降は、毎年増加しています。
- 居宅サービスと施設サービスの割合をみると、制度が始まった平成12年度では施設サービス費が60%以上を占めていましたが、居宅サービス利用者割合の増加等によって、平成17年度では居宅サービス費が52.3%と逆転し、平成27年度では59.0%まで増加しています。

給付費の推移

（単位：千円）

	居宅サービス		施設サービス		給付額合計
	給付額	構成比	給付額	構成比	
平成26年度	89,288,830	59.1%	61,868,967	40.9%	151,157,797
前年比増加率	5.2%	-	2.2%	-	3.9%
平成27年度	91,735,581	59.0%	63,657,776	41.0%	155,393,357
前年比増加率	2.7%	-	2.9%	-	2.8%
平成28年度	92,609,148	58.9%	64,659,933	41.1%	157,269,081
前年比増加率	1.0%	-	1.6%	-	1.2%

資料：介護給付費負担金実績報告

※1 年度区分の関係から、平成12年度は平成12年4月から平成13年2月の11か月の合計である。

なお、平成13年度の増加率は12か月に換算して計算した。

※2 平成23年度は、東日本大震災と原子力災害により双葉郡の町村で集計ができなかったため算入していない。

第3節 平成32年度・平成37年度の推計

- 県内の高齢者人口や要介護認定者数を推計するとともに、各圏域内の市町村との調整を図った上で推計された各市町村の数値を基に積算した本県の見込みを示します。
また、平成32年度(2020年)及び平成37年度(2025年)において必要となる介護人材の本県の需要の見込みを示します。
- 平成37年度(2025年)の団塊の世代が後期高齢者になった時の対策として「介護離職ゼロ」「介護施設・在宅医療等の追加的需要」に対する取組についても国の方針に基づき、県全体で検討していきます。各市町村で介護離職ゼロ分と追加的に必要となる需要を推計し、各圏域別連絡会議を協議の場として、追加的に必要となるサービス量を議論、調整していきます。

1 高齢者人口の推計

- 計画期間(平成30年度～平成32年度)及び平成37年度(2025年)における本県の高齢者人口は、以下のとおりとなっており、平成32年度(2020年)には583,160人、平成37年度(2025年)には593,318人になる見込みです。

	高齢者数	内 訳	
		65～74歳高齢者	75歳以上高齢者
平成30年 (2018年)	571,825人	278,225人	293,600人
平成31年 (2019年)	577,706人	281,074人	296,632人
平成32年 (2020年)	583,160人	287,847人	295,313人
平成37年 (2025年)	593,318人	269,657人	323,661人

※ 各市町村の第七次介護保険事業計画における推計値を合計したものであり、「県の総人口と高齢者数の推移」に記載している高齢者数とは異なる値になります。

2 平成32年度・平成37年度の認定者数推計

(単位：人)

年 度	区 分	合 計	要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
平成32年 (2020年)	人 数	116,034	12,782	14,790	23,076	20,855	17,135	14,967	12,429
	認定率	19.9%	2.2%	2.5%	4.0%	3.6%	2.9%	2.6%	2.1%
	構成比	100%	11.0%	12.7%	19.9%	18.0%	14.8%	12.9%	10.7%
平成37年 (2025年)	人 数	126,387	13,693	16,017	25,553	22,412	18,965	16,038	13,709
	認定率	21.3%	2.3%	2.7%	4.3%	3.8%	3.2%	2.7%	2.3%
	構成比	100%	10.8%	12.7%	20.2%	17.8%	15.0%	12.7%	10.8%

資料：各市町村の第七次介護保険事業計画における推計値による。

※ 認定者数に関する説明については、4ページに記載しています。

3 平成 32 年度・平成 37 年度の介護人材の需要推計

介護人材の不足は喫緊の課題となっており、様々な対策を実施しているところです。介護職員の需要について、厚生労働省の「介護人材需給推計ワークシート」を活用し、平成 27 年度の「介護サービス施設・事業所調査」の結果（28,933 人）を基に、各市町村で推計した介護サービス等の利用者数に将来の介護職員等配置率を乗じて推計しています。

介護職員の需要推計値

年 度	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
介護職員数	39,000 人	43,053 人

※ 介護保険施設・事業所に勤務する介護職員及び訪問介護員を対象とする。

4 「介護離職ゼロ」に向けたサービスの見込量

現在、政府を挙げて介護離職ゼロに向けて取組を進めており、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特養に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することを目的として、各市町村で必要となってくる介護サービスを見込んでいます。平成 37 年度(2025 年)までに全国で約 12 万人分、福島県では約 2 千人分介護サービスが必要になる見込みとなっています。介護サービスの充実を図るほか、介護人材の確保や働きやすい職場環境の確保などを通して「介護離職ゼロ」に向けて取り組みます。

福島県における介護離職ゼロ分のサービス見込量

(単位：人)

サービス名等	平成32年度 (2020年)	平成37年度 (2025年)
介護老人福祉施設(地域密着含む)	404	669
介護老人保健施設	95	164
特定施設のうち軽費老人ホーム	4	12
認知症対応型共同生活介護(地域密着含む)	144	302
小規模多機能居宅介護	176	265
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	150	367
看護小規模多機能型居宅介護	57	69
サービス付き高齢者向け住宅	144	251
合計	1,174	2,099

資料：各市町村の第七次介護保険事業計画策定時の推計値による。

5 介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応

平成37年(2025年)に団塊の世代が後期高齢者になることで在宅医療や介護サービスの需要が追加的に全国で約30万人増加すると見込まれています。第七次福島県医療計画では、平成37年(2025年)までに、医療ニーズが比較的低い慢性期の患者が、在宅療養(介護施設等も含む)に移行するとの考えのもと、病床の機能分化等を進めていくこととしています。そのため、国が試算したデータを基に各市町村で追加的に必要となる在宅医療や介護サービス等を市町村介護保険事業計画作成の際に推計しています。

福島県の追加的需要に対する在宅医療や介護サービス等

(単位：人)

追加的需要への受け皿	平成32年度末 (2020年)	平成37年度末 (2025年)
①新類型等転換分	176	388
②介護施設を受け皿とする見込量	248	537
③訪問診療を受け皿とする見込量	170	272
(参考) ③のうち併せて介護サービス が必要となる見込量	(136)	(213)
合計	418	1,196

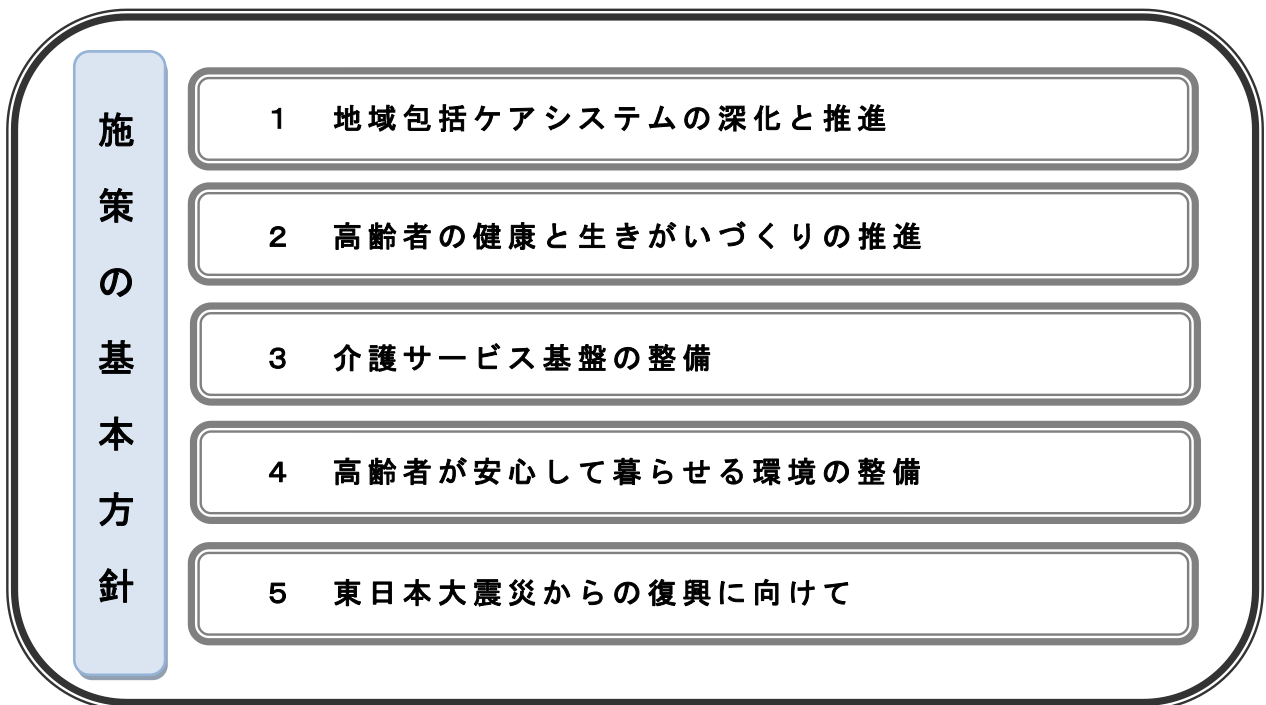
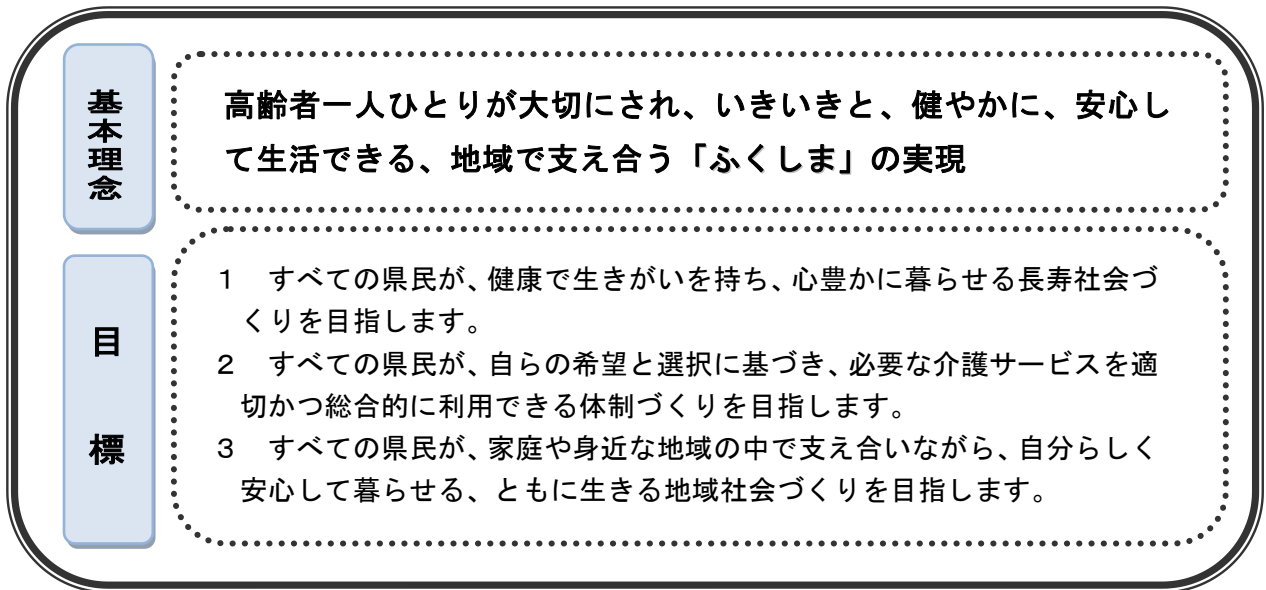
資料：各市町村の第七次介護保険事業計画策定時の推計値による。

第3章 計画の基本理念と施策の基本体系

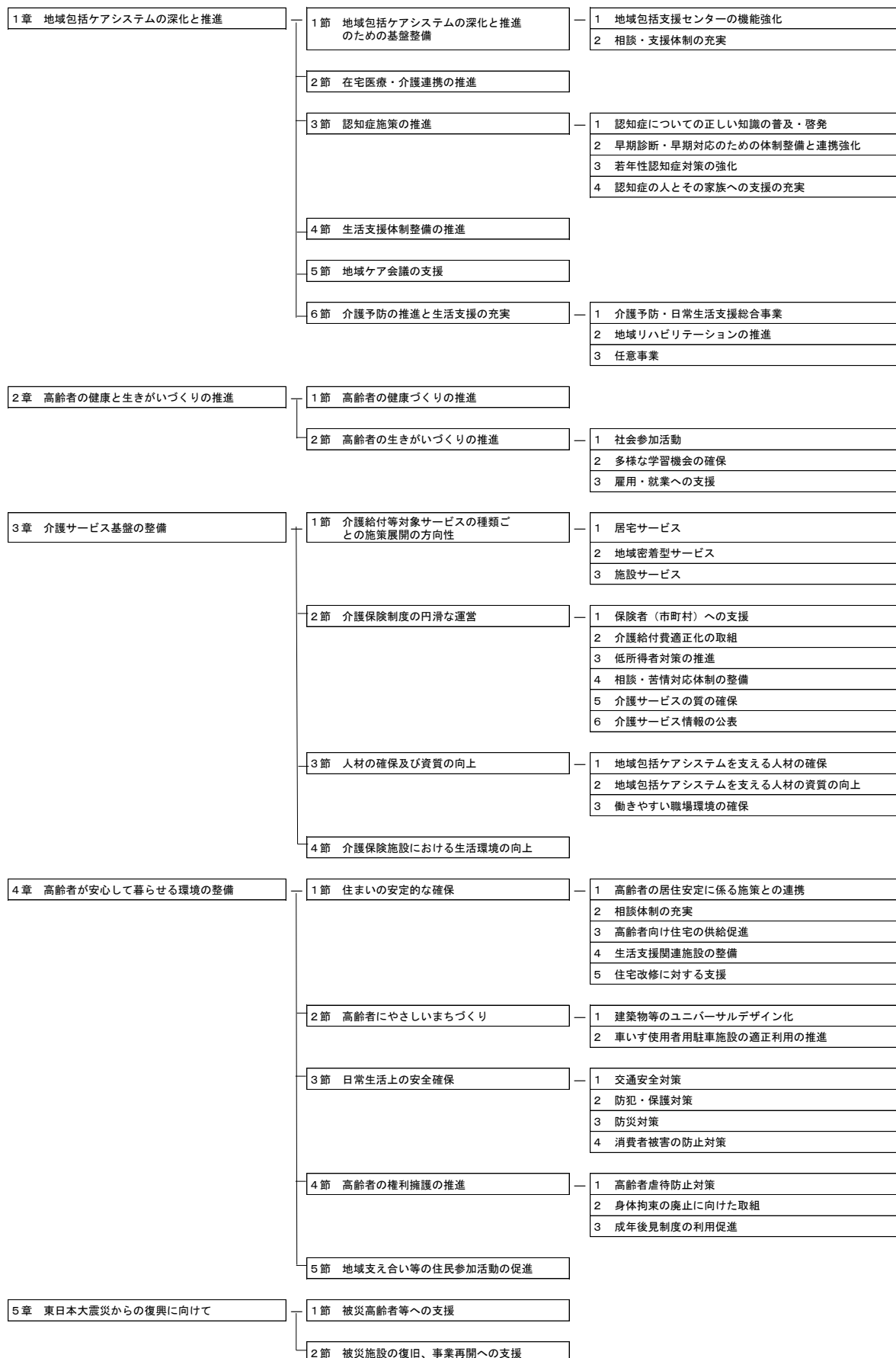
第1節 基本理念及び第2節 施策の基本方針

第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画

— 目指すべき社会の姿と施策の基本方針 —



基本方針に基づく施策体系図



第4章 計画の策定体制と策定後の推進体制

1 計画の策定体制

- 計画の策定に当たっては、広く関係者や県民の意見を反映したものとするため、「福島県高齢者福祉施策推進会議」（以下「推進会議」という。）を3回開催しました。
- 推進会議は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市町村代表者、さらに公募による代表者を加えた23名を構成員とし、計画内容の検討を行いました。
- この計画における介護給付等対象サービスの見込量や施設整備量の設定に当たっては、高齢者福祉圏域ごとに連絡会議を開催し、市町村の計画における数値をもとに、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、広域的な調整を図りました。

2 策定後の推進体制

- この計画を効果的に推進するためには、各年度において、計画の達成状況を点検し、その結果に基づき対応していくことが必要であることから、以下の体制を構築します。

（1）県全域での推進体制

- 引き続き、推進会議を開催し、計画の達成状況に関する点検・評価や広域的な調整、推進方策の検討を行います。なお、推進会議内での評価内容は福島県のHPで公表します。

（2）高齢者福祉圏域での推進体制

- 保健医療福祉関係者、市町村担当者等で構成する「圏域別連絡会議」を高齢者福祉圏域ごとに設置し、各圏域における計画の進捗状況の管理や課題の検討などを行います。

（3）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進

- 毎年地域医療介護総合確保基金事業計画を策定し、病床の機能の分化と連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築と、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保しつつ、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、介護施設等の整備に関する事業、医療従事者の確保に関する事業、介護従事者の確保に関する事業等を行います。

Ⅱ 各 論

第 1 章 地域包括ケアシステムの深化と推進

- 地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するために、保険者（市町村）が地域の課題を分析して、高齢者が自立した生活を送るための取組を進めます。
- 地域包括ケアシステムの深化と推進を図るため、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護連携、認知症対策などを充実させる施策を推進します。

記 載 項 目

第 1 節 地域包括ケアシステムの深化と推進のための基盤整備

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 相談・支援体制の充実

第 2 節 在宅医療・介護連携の推進

第 3 節 認知症施策の推進

- 1 認知症についての正しい知識の普及・啓発
- 2 早期診断・早期対応のための体制整備と連携強化
- 3 若年性認知症対策の強化
- 4 認知症の人とその家族への支援の充実

第 4 節 生活支援体制整備の推進

第 5 節 地域ケア会議の支援

第 6 節 介護予防の推進と生活支援の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 地域リハビリテーションの推進
- 3 任意事業

主な施策の方向

- 市町村、地域包括支援センター、関係職種を対象とした研修会を実施するとともに、推進事業等の実施により市町村の取組を支援します。
- 様々な相談に対応できるよう相談体制の整備・強化を実施するほか、市町村や関係機関への助言等を通して連携を図ります。
- 在宅医療・介護連携の推進に関しては、地域医師会等の関係機関との連携が重要となるため、関係機関との調整を行いながら、市町村及び地域包括支援センターが在宅医療・介護連携を推進できるよう支援します。
- 福島県版オレンジプランに基づき、認知症の正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、認知症疾患医療センターの整備や各種研修の実施などによる早期診断・早期対応の体制整備、また、若年性認知症支援コーディネーターの設置等による若年性認知症対策の強化のほか、相談体制の整備も進め介護者の負担軽減も図ります。
- 生活支援コーディネーター養成研修のほか、市町村が、生活支援体制整備事業を活用した高齢者の社会参加を推進し、助け合いの担い手養成や、高齢者の生きがいづくり、介護予防へ繋がる取組ができるよう、情報提供や助言を行います。
- 自立支援に向けた関係者間での意識の共有と多職種との連携、介護予防ケアマネジメント及びサービスの質の向上に向けて、市町村が実施する地域ケア会議の効果的な実施と取組の定着を支援します。
- 全市町村における自立支援型地域ケア会議の実施を支援するため、市町村、地域包括支援センター、介護事業所の理解促進を目的とした研修会や、地域ケア会議の助言者となる専門職の人材育成を目的とした研修会を行います。また、モデル市町村の自立支援型地域ケア会議に対する現地支援を行います。
- 支援を必要とする高齢者が参加することで、本人の自立に繋がるような、住民主体の介護予防活動を行う通いの場を普及し、効果的に展開させるため、市町村や地域包括支援センター、専門職の人材育成を目的とした研修会を行います。
- 市町村における総合事業の実施状況の把握、必要な支援についての調査や地域における好事例などの収集・情報提供を行うことで、市町村が地域の実情に応じたサービス内容を検討できるよう支援します。
- 福島県介護予防市町村支援委員会において市町村事業の分析・評価を行い、その結果を市町村に還元します。
- リハビリテーション広域支援センターを中核として保健、医療、福祉の関係機関からなる地域リハビリテーション協議会を設置し、高齢者福祉圏域における地域リハビリテーション活動の現状と課題について検討します。また、相談センターが市町村や施設等への現地支援を担うことで、地域にとってより身近な機関が支援を行えるよう推進します。
- 市町村の実情に応じ、任意事業が効果的かつ効率的に実施できるよう、市町村に情報提供を行い、事業の構成を適切に行えるよう助言します。

第2章 高齢者の健康と生きがいの推進

- 高齢者が要介護又は要支援になることを防止し、健康でいきいきとした生活ができるよう、健康づくり運動を推進します。
- 多様な生涯学習活動や文化活動ができる環境づくりを推進します。
- 高齢者が長年培った豊かな知識・経験・技術等を生かした、地域の社会活動への参加や就業機会の確保を図ります。

記載項目

第1節 高齢者の健康づくりの推進

第2節 高齢者の生きがいの推進

- 1 社会参加活動
- 2 多様な学習機会の確保
- 3 雇用・就業への支援

主な施策の方向

- 第二次「健康ふくしま21計画」に基づき、全ての県民が健やかで心豊かに生活できる、活力ある社会とするために、「食」、「運動」、「社会参加」を三本の柱とし、生活習慣の改善により健康を増進し病気を予防する「一次予防」及び検診等受診による病気の早期診断・早期治療する「二次予防」に重点をおいた対策を推進することにより、壮年期死亡の減少や、高齢者等が認知症や寝たきりにならないで生活できる、いわゆる「健康寿命」の延伸の実現を目指し、分野別に目標値を設定し、県民運動としての健康づくりを支援します。
- 医療保険者が特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた取組が推進できるよう情報提供や研修等を実施し支援を行います。
- 県内の市町村、県民、医療従事者、医療保険者、医師会や患者団体等の関係機関が一体となり、がん発症予防から終末期ケアまでの総合的がん対策を推進します。
- 「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」のすこやか福島ねんりんピックを引き続き開催し、多くの高齢者がスポーツに親しむ機会を提供することにより、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加活動を推進します。
- 老人クラブの会員増加及び組織強化のために県老人クラブ連合会に設置する老人クラブ活動推進員の活動を支援します。また、市町村老人クラブ連合会及び単位老人クラブが行う活動促進事業や健康づくり事業等を支援し、老人クラブ活動の充実を図ります。
- 個人の学びを広げるため、県民カレッジ推進事業を通じて、各世代のニーズに応じた適切な情報を提供する等、生涯学習の普及啓発を図ります。
- 「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」の福島県シルバー美術展を引き続き開催し、高齢者の創作した絵画、写真、彫刻等の作品を展示し、高齢者の文化活動を促すとともに、ふれあいと生きがいを推進します。
- 県内の労働力人口が減少するとともに、高齢者が大幅に増加する見込みの中、高齢者の技術や能力を有効に活用し、活躍の場を求める高齢者の雇用を推進するため、県内企業の求人開拓を行い、高齢者の求職に対するきめ細かな就職相談を通して高年齢者の雇用促進を図ります。

第3章 介護サービス基盤の整備

- 介護を必要とする高齢者が、安心して質の高いサービスを利用することができるよう、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの計画的な整備を促進します。
- 介護保険制度の円滑な運営に資するため、利用者に対する介護サービス情報の公表や相談・苦情解決体制などを充実させるとともに、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上を図ります。

記載項目

第1節 介護給付等対象サービスの種類ごとの施策展開の方向性

- 1 居宅サービス
- 2 地域密着型サービス
- 3 施設サービス

第2節 介護保険制度の円滑な運営

- 1 保険者（市町村）への支援
- 2 介護給付費適正化の取組
- 3 低所得者対策の推進
- 4 相談・苦情対応体制の整備
- 5 介護サービスの質の確保
- 6 介護サービス情報の公表

第3節 人材の確保及び資質の向上

- 1 地域包括ケアシステムを支える人材の確保
- 2 地域包括ケアシステムを支える人材の資質の向上
- 3 働きやすい職場環境の確保

第4節 介護保険施設における生活環境の向上

主な施策の方向

- 訪問介護については、訪問系サービスの基幹サービスとして身体介護・生活支援を行いますが、サービス提供責任者の専門性を高めるなど質の高いサービスの提供を図ります。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等、各サービスについて、事業所の指定及び指導・監督を行う市町村に対し、技術的な助言を行います。
- 介護老人福祉施設の整備数（定員数）は、平成29年度11,253人〔整備ベース〕に対し、平成32年度(2020年)は11,987人〔整備ベース〕として、計画的な整備を促進します。引き続き、施設整備費等を補助することにより、計画的な施設整備を促進します。
- 介護福祉士等養成施設における学生募集に要する経費や、外国人留学生の募集及び日本語カリキュラムの作成等に要する経費を支援します。

- 介護に対するネガティブなイメージにより、介護職を目指そうという若者等が少なくなっていると考えられることから、介護の正しい理解を促進するため、介護の現場で元気に頑張っている若手職員の姿などをテレビ番組等で県内外に広く発信するなど、介護職のイメージアップを図ります。
- 今後施設業務への従事が見込まれる外国人介護実習生の介護基本技術の早期習得等へ支援を行います。
- 福祉・介護施設等と求職者のマッチングを支援するため、県内ハローワークでの出前相談会、学校と施設との情報交換会、就職フェア等を開催するとともに、福祉・介護への理解や関心を促進するためのガイドブック等を作成し、啓発を図ります。
- 離職している介護人材のうち一定の経験と資格を有する者が介護職員として再就職する際に再就職準備金の貸付を行い、施設等における介護職員の確保を支援します。
- 介護職員のやりがいや成長を後押しするため、キャリアパス制度やプリセプター制度の導入を促進します。
- 介護支援専門員に対して、養成段階や一定の実務経験を積んだ者が地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員の役割を理解できるよう研修を行い資質の向上を図ります。
- 職場環境の改善や介護従事者の職場定着等、働きやすい労働環境に関する研修を実施する事業所・団体を支援します。
- 将来の介護を担う人材に対して、介護支援ロボットへの理解と活用に向けた教育を行うため、介護福祉士養成校への介護支援ロボットの導入を推進します。
- 介護職員が子育てをしながら働き続けられるように、施設内保育施設の整備及び運営を支援します。
- ユニットケアは、入所者のケアの充実、療養環境の向上等を図るために有効であり、全室個室のユニット型施設の整備を促進するため、引き続き、施設整備費を補助することにより、施設の設置者の費用負担の軽減を図ります。

第4章 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が地域において安全で快適に生活できるよう、高齢者に配慮した住宅の整備を進めるとともに、交通事故、防犯、災害、さらには消費者被害の防止等安全に対する高齢者の意識啓発や相談体制の整備など、安全な暮らしの確保を図ります。

記載項目

第1節 住まいの安定的な確保

- 1 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 相談体制の充実
- 3 高齢者向け住宅の供給促進
- 4 生活支援関連施設の整備
- 5 住宅改修に対する支援

第2節 高齢者にやさしいまちづくり

- 1 建築物等のユニバーサルデザイン化
- 2 車いす使用者用駐車施設の適正利用の推進

第3節 日常生活上の安全確保

- 1 交通安全対策
- 2 防犯・保護対策
- 3 防災対策
- 4 消費者被害の防止対策

第4節 高齢者の権利擁護の推進

- 1 高齢者虐待防止対策
- 2 身体拘束の廃止に向けた取組
- 3 成年後見制度の利用促進

第5節 地域支え合い等の住民参加活動の促進

主な施策の方向

- 県内各地域の生活の特性やニーズを踏まえて、福島県高齢者居住安定確保計画との調和を図りながら、高齢者が安心して暮らせる住まいの提供を促進します。
- 高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進するため、介護保険の認定を受けた要介護者に対する住宅改修費の支給やサービス付き高齢者向け住宅登録制度の普及促進を図り、高齢者自らのニーズにあった住まいの選択を行える環境の構築に努めます。
- 高齢者等の見守りに関しては、民生委員やボランティア等が中心となり取り組んでいるところです。さらに、民間企業等と「福島県地域の見守りの取組に関する協定」を締結しており、今後も主体的に取り組む民間企業等と一体になった地域での見守り活動の充実を図ってまいります。

- すべての人に配慮したまちづくりを総合的に進めるため、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、建築物や公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を推進します。
- 高齢運転者対策として、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に及ぼす影響を理解していただくとともに、交通事故の危険予知や予測を促す参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、能力に応じたゆとりのある運転の励行を図ります。
- 高齢者や免許自主返納者等が通院、買い物など安心して日常生活を送ることができるよう、市町村や交通事業者等と連携を密にして地域公共交通の維持・確保に努めます。
- 県民が災害発生前に安全な場所に避難するためには、市町村において河川の水位や土壌雨量指数など定量的な避難情報発令の基準を作成し、基準に基づき避難情報を発令する必要があることから、県では基準の策定と避難情報が的確に発令できる体制づくりを支援します。
- 消費生活に関する相談体制の充実を図り、高齢者の被害救済と未然防止を図ります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、市町村における連携協力体制の構築とその円滑な運営に向けて支援します。
- 身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員を対象とした研修や、施設の看護職員を対象とした研修、さらに身体拘束禁止規定対象の介護保険施設職員を対象としたセミナーを実施し、施設職員が適切なケアを提供していくための専門性や資質の向上を図ります。
- 市民後見人養成研修を実施できる市町村を増やし、後見人等人材の確保に繋がります。
- 地域共生社会の実現に向けて、福祉教育の充実と拡充を支援していきます。そのために地域住民に向けた講座の開催だけでなく、座談会なども盛り込み、地域の課題発見に繋げていく内容や手法を開発・情報共有していきます。

第5章 東日本大震災からの復興に向けて

- 東日本大震災と原子力災害により被災した高齢者への介護サービスの提供や見守り等の支援、震災により被災した高齢者施設の復旧、事業再開への支援など震災からの復興に向けた取組を推進します。

記載項目

第1節 被災高齢者等への支援

第2節 被災施設の復旧、事業再開への支援

主な施策の方向

- 仮設住宅地域に設置した高齢者等サポート拠点を活用し、仮設住宅や借上げ住宅に入居する高齢者等に対して、デイサービスや訪問介護などの介護サービスを提供します。また、高齢者等の孤立を防ぎ、生活を支援するため、生活相談や地域交流の場、配色サービス等を提供するとともに、高齢者等の健康状態の維持・向上のため、介護予防や健康教室等を実施します。
- 避難指示解除区域内において高齢者等サポート拠点を設置・運営する市町村に対して、運営費の補助や必要な助言等を行います。
- 今後は避難者の減少が見込まれるが、避難者だけではなく帰還者に対する相談支援なども行うなど生活支援相談員による継続した見守り・相談支援を行います。
- 避難元・避難先自治体や民間支援団体等との連携体制を強化するとともに、見守り活動などの他の取組とも連携を図りながら、被災者の心のケアを進めていきます。
- 復興公営住宅において、入居者が新たな環境で地域と共生し暮らしていけるよう、引き続き、コミュニティの維持・形成を支援します。
- 県外避難者に対して、全国26か所に設置した生活再建支援拠点や避難者の多い都県に配置した復興支援員による高齢者を含めた避難者への戸別訪問や相談対応、情報提供等の活動をとおり、避難の長期化により個別化・複雑化する様々な課題を把握し、必要に応じ専門機関に繋ぐなどにより、避難者の一日も早い帰還や生活再建に結びつくように努めます。
- 避難指示区域の解除に伴い、避難した施設が元の場所で円滑に事業再開できるよう、必要な支援について継続的に取り組んでいきます。
- 平成26年度より、県外から相双地域等の介護施設等に就職を予定している方に対し就職準備金等を貸与する事業を開始していますが、平成30年度から就職準備金の貸付上限額を30万円から50万円に増額するとともに、対象者に避難地域から避難した方を新たに加えることとしており、県内外でPRを行い、更なる人材確保を図ります。
- 県内外の社会福祉法人等から避難指示解除区域等の介護施設へ介護職員が一定期間応援を行う仕組みを構築し、応援元や応援先で負担する経費や、施設が新たな職員を確保するための経費に対して支援を行うことにより、介護人材の確保に努めます。
- 避難指示解除区域等で再開、運営している介護施設や、訪問サービスを実施する事業所に対して運営費の支援を行うことにより、経営体力の維持や事業再開の促進を図ります。

資料編 本計画における介護保険対象サービスの見込量等について

この計画における介護保険対象サービスの見込量や施設整備量などについては、市町村の介護保険事業計画を基礎として、高齢者福祉圏域ごとに集計のうえ、県全域の数値を算出したものとなっています。

1 高齢者（65歳以上）人口及び要介護（要支援）認定者数 （単位：人）

区 分	実 績			見 込 み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)	平成 37 年度 (2025 年)
65 歳以上人口	544,734	555,566	564,600	571,825	577,706	583,160	593,318
65 歳～74 歳	259,464	266,967	273,033	278,225	281,074	287,847	269,657
75 歳以上	285,270	288,599	291,567	293,600	296,632	295,313	323,661
要介護（要支援）認定者	103,394	105,211	107,416	110,142	112,884	116,034	126,387
要支援 1	11,288	11,389	11,876	12,034	12,370	12,782	13,693
要支援 2	13,560	13,369	13,816	14,036	14,360	14,790	16,017
要介護 1	19,240	20,290	20,782	21,481	22,250	23,076	25,553
要介護 2	19,234	19,652	19,868	20,286	20,573	20,855	22,412
要介護 3	14,809	15,131	15,498	16,029	16,545	17,135	18,965
要介護 4	13,906	14,078	14,346	14,592	14,757	14,967	16,038
要介護 5	11,357	11,302	11,230	11,684	12,029	12,429	13,709
要介護認定率	19.0%	18.9%	19.0%	19.3%	19.5%	19.9%	21.3%

※ 平成 27～29 年度は介護保険事業状況報告（9 月末現在）。

※ 平成 30～32 年度、37 年度は各市町村の第七次介護保険事業計画における推計値の合計。

2 居宅サービス量

サービス種別	実 績			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)	平成 37 年度 (2025 年)
訪問介護 (回/年)	3,906,250	3,784,826	3,725,274	3,890,860	3,955,462	4,072,231	4,400,183
介護予防訪問介護 (人/年)	66,791	41,426	10,150	0	0	0	0
訪問入浴介護 (回/年)	111,657	106,408	107,379	108,174	112,670	118,289	138,374
介護予防訪問入浴介護 (回/年)	933	755	483	1,058	1,226	1,339	1,830
訪問看護 (回/年)	425,404	448,229	504,010	534,335	574,747	618,550	818,990
介護予防訪問看護 (回/年)	39,237	39,575	46,209	51,025	56,260	63,011	91,064
訪問リハビリテーション (回/年)	98,760	115,737	134,836	154,331	172,235	193,460	285,570
介護予防訪問リハビリテーション (回/年)	18,662	20,507	21,932	30,317	36,771	45,372	73,996
居宅療養管理指導 (人/年)	54,616	58,568	65,047	69,024	72,924	77,376	90,192
介護予防居宅療養管理指導 (人/年)	1,714	2,003	3,116	3,720	4,152	4,572	5,532
通所介護 (回/年)	2,730,113	2,250,713	2,341,886	2,384,530	2,443,990	2,508,528	2,719,321
介護予防通所介護 (人/年)	95,630	65,114	20,462	0	0	0	0
通所リハビリテーション (回/年)	711,644	707,144	711,254	743,621	761,550	785,938	861,524
介護予防通所リハビリテーション (人/年)	28,279	29,015	31,148	32,880	34,680	36,828	42,612
短期入所生活介護 (日/年)	803,549	825,275	885,504	920,113	958,569	1,007,507	1,275,841
介護予防短期入所生活介護 (日/年)	14,637	16,349	18,770	22,176	24,996	28,432	44,311
短期入所療養介護 (日/年)	196,559	192,783	205,517	196,194	203,275	211,158	228,425
介護予防短期入所療養介護 (日/年)	2,511	2,319	2,573	3,416	3,844	4,489	5,832
福祉用具貸与 (人/年)	307,683	321,005	334,070	344,496	356,748	372,396	408,576
介護予防福祉用具貸与 (人/年)	51,489	56,526	63,529	67,368	72,312	78,144	90,708
特定福祉用具販売 (人/年)	6,958	7,957	7,195	8,604	9,264	10,128	12,084
特定介護予防福祉用具販売 (人/年)	2,062	2,282	2,061	2,524	2,741	2,923	3,480
住宅改修(人/年)	4,593	5,190	4,586	5,652	5,927	6,372	7,344
介護予防住宅改修 (人/年)	2,173	2,573	2,161	2,592	2,652	2,850	3,162
特定施設入居者生活介護 (人/年)	23,275	25,628	27,271	29,700	34,236	35,796	40,980
介護予防特定施設入居者生活介護 (人/年)	2,085	2,380	2,947	2,976	3,192	3,276	3,672
居宅介護支援 (人/年)	536,371	546,645	555,675	579,036	594,912	610,992	660,384
介護予防支援 (人/年)	188,890	158,112	110,937	109,308	113,028	117,468	128,028

3 地域密着型サービス量

サービス種別	実績			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)	平成 37 年度 (2025 年)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/年)	1,969	3,759	6,237	6,444	8,232	9,924	13,224
夜間対応型訪問介護 (人/年)	138	101	73	372	492	600	768
認知症対応型通所介護 (回/年)	148,111	146,929	159,159	171,653	185,469	198,976	231,964
介護予防認知症対応型通所介護 (回/年)	1,042	1,123	2,704	2,444	2,860	3,076	3,579
小規模多機能型居宅介護 (人/年)	19,831	21,896	23,804	25,380	27,564	29,628	32,616
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人/年)	1,611	1,761	2,032	2,220	2,568	2,760	3,060
認知症対応型共同生活介護 (人/年)	36,715	37,901	39,637	43,236	45,228	47,784	51,876
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人/年)	68	108	51	252	324	384	480
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/年)	981	1,163	1,136	1,992	2,184	2,556	3,828
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/年)	8,403	9,139	9,711	12,264	12,696	13,728	15,960
看護小規模多機能型居宅介護(旧名称:複合型サービス) (人/年)	1,202	1,478	1,888	2,244	2,496	3,780	4,476
地域密着型通所介護 (回/年)	0	621,588	648,260	674,093	721,382	778,368	1,057,700

4 施設サービス量

サービス種別	実績			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)	平成 37 年度 (2025 年)
介護老人福祉施設 (人/年)	118,818	123,617	126,545	132,936	137,196	139,272	154,896
介護老人保健施設 (人/年)	87,776	87,700	88,859	91,464	93,288	95,220	99,192
介護療養型医療施設 (人/年)	6,039	5,769	5,718	5,676	5,628	5,100	0
介護医療院 (人/年)	0	0	0	168	1,392	2,280	10,284

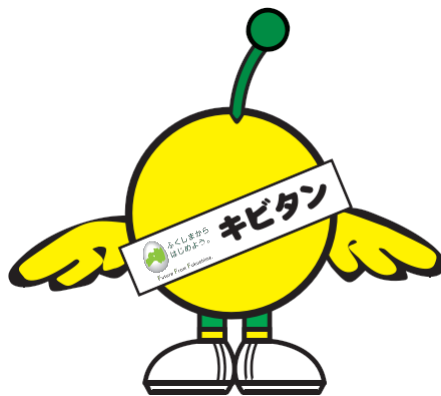
5 介護保険対象施設の整備量

サービス種別	整備実績			整備計画数		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
介護老人福祉施設 (人)	10,662	10,752	11,253	11,467	11,797	11,987
介護老人保健施設 (人)	7,338	7,303	7,433	7,433	7,562	7,562
介護療養型医療施設 (人)	517	509	460	460	460	354
介護医療院 (人)	0	0	0	0	0	194
介護専用型特定施設入居者 生活介護 (人)	464	464	592	634	794	894
地域密着型特定施設入居者 生活介護 (人)	83	83	188	188	217	217
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (人)	757	826	971	1,069	1,243	1,243
混合型特定施設入居者生活 介護（介護専用型特定施設 以外の特定施設） (人)	1,760	1,781	2,017	2,150	2,244	2,244
認知症対応型共同生活介護 (人)	3,267	3,303	3,422	3,550	3,730	3,793

※ 平成 27 年度と平成 28 年度は各年度末において開設している施設の定員数。

※ 平成 29 年度は、年度末において開設している施設の定員数に加えて整備に着手した施設の定員数を含む。

※ 介護療養病床からの転換分については、同じ介護保険財源の中での種別変更であるため、原則として必要定員総数を理由とする指定拒否等を行わないこととされています。なお、医療療養病床からの転換分については、必要定員総数は設定しないこととされており、原則として定員超過を理由とする指定拒否等を行わないこととされています。



第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画
「うつくしま高齢者いきいきプラン」
《概要版》

平成30年3月

福島県保健福祉部

高齢福祉課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
電 話 024-521-7163
F A X 024-521-7985
Eメール koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp

介護保険室

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
電 話 024-521-7746
F A X 024-521-7748
Eメール kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp